

回 覧

令和5年台風13号の接近に伴う大雨により住家被害を受けた方へ 応急修理制度のご案内

※10月15日発行の広報もばら臨時号に掲載した内容と同じものです。

災害により住家が準半壊以上の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることのできない方に対し、日常生活に必要な最低限度の修理に関する費用の一部を補助します。

【対象及び基準額】

罹災証明書で被害の程度が準半壊以上の判定を受けた方。

※修理費用をすでに支払っている場合は対象とはなりません。

制度名称	制度内容	罹災証明書に記載されている被害程度		
		半壊以上	準半壊	一部損壊
住宅の 応急修理	災害により住家が準半壊以上の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方に対して、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最低限度の修理を行うことで、引き続き元の住まいで日常生活を営むことができるようにするものであり、その修理費用の一部を、市が修理業者へ直接支払う制度です。	○ 基準額 70.6万円 以内	○ 基準額 34.3万円 以内	— 対象外
問合せ先	建築課（市役所8階） TEL:0475-20-1588 FAX:0475-20-1606 ※申請にあたっては事前にお問い合わせ下さい。			